

## 社会福祉法人朝来市社会福祉協議会

### 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

朝来市社会福祉協議会では、女性活躍推進法に基づき、人材確保が困難な職員が定着できる環境を実現するため次のように女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定しました。

計画期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日 までの5年間

目標 中堅職員が管理職になるための管理職育成研修を実施

<実施時期・取組内容>

- 令和7年7月～ 研修実施に向けたスケジュール検討
- 令和7年9月～ 人員の選抜
- 令和8年4月～ 研修の実施

令和7年4月職員状況

年齢	男性	女性	合計(人)	女性割合%
30代	1人	3人	4人	75%
40代	8人	8人	16人	50%

### 社会福祉法人朝来市社会福祉協議会一般事業主行動計画（第5期）

朝来市社会福祉協議会では、人材確保が困難な中、子育て世代の職員が働きやすい環境づくりにするため、次のように第5期一般事業主行動計画を策定しました。

計画期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日 までの5年間

子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立等を支援するための雇用環境の整備

目標1 子の看護休暇の取得内容の拡大

【内容】・・・令和7年4月からの育児休業等に関する規程改正に伴い、子の看護休暇が小学校3年生を修了するまでに延長になったが、その休暇内容を受診や感染症に伴う学級閉鎖等や入園、入学、卒業式に加え参観日や家庭訪問を追加する。

目標2 法に基づく育児休業規程の周知

【内容】・・・安心して育児休業が取得できるように、育児休業等に関する規程等での制度説明を行う。